

吉見浄水場運転管理等業務委託
公募型プロポーザル方式による募集の公告

次のとおり、公募型プロポーザル方式による提案書の募集を行います。

令和5年6月19日

埼玉県公営企業管理者 北島 通次

記

1 業務の概要

(1) 業務委託名

023吉委第1-1号 吉見浄水場運転管理等業務委託

(2) 業務委託場所

比企郡吉見町大字大和田 地内 ほか

(3) 業務委託期間

令和6年4月1日から令和11年3月31日まで

(4) 設計金額

1,440,651,300円（消費税及び地方消費税（10%）を含む）

(5) 業務委託の内容

ア 運転管理業務

(ア) 運転監視操作業務

吉見浄水場、高坂中継ポンプ所、高倉中継ポンプ所、瀬戸増圧ポンプ所等施設の運転監視操作業務（交替勤務）

(イ) 水質監視業務〈水質業務〉

吉見浄水場の水質検査、水処理・薬注管理等の業務

イ 保全管理業務

(ア) 電気及び機械設備の保全管理業務

吉見浄水場、高坂中継ポンプ所、高倉中継ポンプ所、瀬戸増圧ポンプ所等施設の電気及び機械設備の月例点検等の業務

(イ) 水質計器点検業務〈水質業務〉

吉見浄水場、高坂中継ポンプ所及び高倉中継ポンプ所の水質計器日常点検業務

ウ その他技術業務

(ア) 緊急時対応業務

(イ) 水道用薬品に関する業務〈水質業務〉

(ウ) 薬品貯槽及び配管の点検・清掃業務〈水質業務〉

- エ 吉見浄水場の守衛業務
- オ 吉見浄水場、高坂中継ポンプ所及び高倉中継ポンプ所の機械警備業務
- カ 吉見浄水場の沈でん池等清掃業務
- キ 吉見浄水場の発生ケーキ場内運搬業務及び積込業務
- ク 吉見浄水場、高坂中継ポンプ所及び高倉中継ポンプ所の潤滑油管理業務
- ケ 吉見浄水場の I T V 設備点検業務
- コ 吉見浄水場及び高倉中継ポンプ所のクレーン設備点検業務
- サ 吉見浄水場のトラックスケール設備点検業務
- シ 吉見浄水場及び高倉中継ポンプ所の地下タンク点検業務
- ス 吉見浄水場、高坂中継ポンプ所及び高倉中継ポンプ所等の空調設備点検業務
- セ 吉見浄水場のエレベータ設備点検業務
- ソ 吉見浄水場、高坂中継ポンプ所及び高倉中継ポンプ所の浄化槽等維持管理業務

2 応募者の形態

- (1) 3者又は4者による共同企業体とする。
- (2) 共同企業体の運営形態については、埼玉県企業局特定建設工事共同企業体取扱要綱に準じるものとする。

ただし、以下の形態をとることはできない。

- ア この募集において、複数の共同企業体の構成員となること。
- イ 経常建設工事共同企業体が、共同企業体の構成員となること。

3 応募者に必要な資格

- (1) 各構成員が、この募集に参加するために必要な資格は、次のとおりである。

ア 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項の規定に該当しない者であること。

イ 埼玉県公営企業財務規程（昭和39年公営企業管理規程第5号）第120条の規定により埼玉県の一般競争入札に参加させないこととされた者でないこと。

ウ 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者、又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。ただし、手続開始決定日を審査基準日とした経営事項審査の再審査を受けた後、埼玉県知事が別に定める競争入札参加資格の再審査を受けている者はこの限りではない。

エ この業務委託の募集の公告日から契約締結までの期間に、企業局の契約に係る入札参加停止等の措置要領（平成25年4月1日施行）に基づく指名停止措置を受けていないこと。

オ この業務委託の募集の公告日から契約締結までの期間に、埼玉県企業局の契約に係る暴力団排除措置要綱（平成25年4月1日施行）に基づく入札参加除外等の措置を受けていない者であること。

カ 入札公告日において、健康保険法（大正11年法律第70号）に基づく健康保険、厚

生年金保険法(昭和29年法律第115号)に基づく厚生年金及び雇用保険法(昭和49年法律第116号)に基づく雇用保険に、事業主として加入している者であること。

ただし、上記保険の全部又は一部について法令で適用が除外されている者は、この限りでない。

なお、すべての構成員について上記要件を満たすこと。

キ 入札に参加しようとする者の間に資本関係又は人的関係がないこと（「資本関係又は人的関係がある者（以下「同族企業」という。）同士の同一入札への参加を制限する運用基準」参照。）。

(2) 代表構成員は、この募集に参加するために必要な資格は、次のア又はイに該当するものであること。

ア 次の各要件（以下「要件A-1」とする。）をすべて満たす者であること。

- ①建設業法（昭和24年法律第100号）第3条の規定（以下「建設業法の規定」という。）による電気工事業に係る許可を受けていること。
- ②令和5・6年度埼玉県建設工事請負等競争入札参加資格者名簿（以下「資格者名簿」という。）の電気工事業に登載された者であること。
- ③電気工事業について、見積合せ日から1年7月前の以降の日を審査基準日とする経営事項審査を受けていること。

イ 次の各要件（以下「要件A-2」とする。）をすべて満たす者であること。

- ①建設業法の規定による機械器具設置工事業に係る許可を受けていること。
- ②資格者名簿の機械器具設置工事業に登載された者であること。
- ③機械器具設置工事業について、見積合せ日から1年7月前の以降の日を審査基準日とする経営事項審査を受けていること。

(3) 代表構成員以外の構成員が、この募集に参加するために必要な資格は以下のとおりとする。

ア 3者による共同企業体の場合

次の(ア)、(イ)又は(ウ)に該当する者であること。

(ア) 次の各要件（以下「要件C-1」とする。）をすべて満たす者であること。

- ①建設業法の規定による電気工事業に係る許可を受けていること。
- ②資格者名簿の電気工事業に登載された者であること。
- ③電気工事業について、見積合せ日から1年7月前の以降の日を審査基準日とする経営事項審査を受けていること。
- ④埼玉県内に主たる営業所（本店）を有する者であること。

(イ) 次の各要件（以下「要件C-2」とする。）をすべて満たす者であること。

- ①建設業法の規定による機械器具設置工事業に係る許可を受けていること。
- ②資格者名簿の機械器具設置工事業に登載された者であること。
- ③機械器具設置工事業について、見積合せ日から1年7月前の以降の日を審査基準日とする経営事項審査を受けていること。
- ④埼玉県内に主たる営業所（本店）を有する者であること。

(ウ) 次の各要件（以下「要件C-3」とする。）をすべて満たす者であること。

①資格者名簿の土木施設維持管理に登載された者であること。

②埼玉県内に主たる営業所（本店）を有する者であること。

イ 4者による共同企業体の場合

1者は次の(ア)に該当する者とし、残りの2者は次の(イ)、(ウ)又は(エ)（2者が同じ要件に該当する場合も可）に該当する者であること。

(ア) 代表構成員の応募に必要な資格を要件A-1すべて満たすこととする者は、次のaに該当すること、要件A-2をすべて満たすこととする者は、次のbに該当すること。

a 次の各要件（以下「要件B-1」とする。）をすべて満たす者であること。

①建設業法の規定による機械器具設置工事業に係る許可を受けていること。

②資格者名簿の機械器具設置工事業に登載された者であること。

③機械器具設置工事業について、見積合せ日から1年7月前の以降の日を審査基準日とする経営事項審査を受けていること。

b 次の各要件（以下「要件B-2」とする。）をすべて満たす者であること。

①建設業法の規定による電気工事業に係る許可を受けていること。

②資格者名簿の電気工事業に登載された者であること。

③電気工事業について、見積合せ日から1年7月前の以降の日を審査基準日とする経営事項審査を受けていること。

(イ) 要件C-1をすべて満たす者であること。

(ウ) 要件C-2をすべて満たす者であること。

(エ) 要件C-3をすべて満たす者であること。

4 応募者に必要な実績

(1) 代表構成員に必要な実績は次のとおりとする。

ア 応募に必要な資格を要件A-1すべて満たすこととする者

契約の締結日にかかわらず平成25年4月1日から公告の日までの間に、水源として河川等の表流水を利用する、現有施設能力50,000m³/日以上国内の浄水場（水道事業又は水道用水供給事業に係るもの。）において、次の①又は②の実績を有すること。

①運転管理業務を3年以上元請として実施した実績

②1回の契約金額が1千万円以上（共同企業体による契約にあっては、出資比率に基づく相当額とする。）の電気計装設備の新設又は更新工事を元請として完成した実績。

上記のいずれの場合も、共同企業体による実績の場合は、代表構成員のほか、構成員としての実績も認める。

イ 応募に必要な資格を要件A-2すべて満たすこととする者

契約の締結日にかかわらず平成25年4月1日から公告の日までの間に、水源として河川等の表流水を利用する、現有施設能力50,000m³/日以上国内の浄水場（水道事業又は水道用水供給事業に係るもの。）において、次の①又は②の実績

を有すること。

- ① 運転管理業務を3年以上元請として実施した実績
- ② 1回の契約金額が1千万円以上（共同企業体による契約にあつては、出資比率に基づく相当額とする。）の機械設備の新設又は更新工事を元請として完成した実績。

上記のいずれの場合も、共同企業体による実績の場合は、代表構成員のほか、構成員としての実績も認める。

(2) 代表構成員以外の構成員に必要な実績は次のとおりとする。

ア 応募に必要な資格を要件B-1すべて満たすこととする者

契約の締結日にかかわらず平成25年4月1日から公告の日までの間に、水源として河川等の表流水を利用する、国内の浄水場（水道事業又は水道用水供給事業に係るもの。）において、次の①又は②の実績を有すること。

- ① 運転管理業務を3年以上元請として実施した実績
- ② 機械設備の新設又は更新工事を元請として完成した実績

上記のいずれの場合も、共同企業体による実績の場合は、代表構成員のほか、構成員としての実績も認める。

イ 応募に必要な資格を要件B-2すべて満たすこととする者

契約の締結日にかかわらず平成25年4月1日から公告の日までの間に、水源として河川等の表流水を利用する、国内の浄水場（水道事業又は水道用水供給事業に係るもの。）において、次の①又は②の実績を有すること。

- ① 運転管理業務を3年以上元請として実施した実績
- ② 電気計装設備の新設又は更新工事を元請として完成した実績

上記のいずれの場合も、共同企業体による実績の場合は、代表構成員のほか、構成員としての実績も認める。

ウ 応募に必要な資格を要件C-1すべて満たすこととする者

契約の締結日にかかわらず平成25年4月1日から公告の日までの間に、国（公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律施行令（平成13年政令第34号）第1条に規定する法人を含む）、地方公共団体（地方自治法施行令第140条の7に定める監査の対象となる埼玉県が出資する法人を含む。）又は日本下水道事業団の施設において、次の①から③のいずれかの実績を有すること。

- ① 浄水場に係る運転管理業務を元請として実施した実績
- ② 電気設備（高圧受変電設備・構内電気設備）の維持管理業務を元請として完了した実績
- ③ 電気設備（高圧受変電設備・構内電気設備）の新設・更新又は修繕工事を元請として完成した実績

上記のいずれの場合も、共同企業体による実績の場合は、代表構成員のほか、構成員としての実績も認める。

エ 応募に必要な資格を要件C-2すべて満たすこととする者

契約の締結日にかかわらず平成25年4月1日から公告の日までの間に、国（公

共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律施行令（平成13年政令第34号）第1条に規定する法人を含む）、地方公共団体（地方自治法施行令第140条の7に定める監査の対象となる埼玉県が出資する法人を含む。）又は日本下水道事業団の施設において、次の①から③のいずれかの実績を有すること。

- ①浄水場に係る運転管理業務を元請として実施した実績
- ②機械設備の維持管理業務を元請として完了した実績
- ③機械設備の新設・更新又は修繕工事を元請として完成した実績

上記のいずれの場合も、共同企業体による実績の場合は、代表構成員のほか、構成員としての実績も認める。

オ 応募に必要な資格を要件C-3すべて満たすこととする者

契約の締結日にかかわらず平成25年4月1日から公告の日までの間に、国（共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律施行令（平成13年政令第34号）第1条に規定する法人を含む）、地方公共団体（地方自治法施行令第140条の7に定める監査の対象となる埼玉県が出資する法人を含む。）又は日本下水道事業団の施設において、次の①又は②の実績を有すること。

- ①浄水場に係る運転管理業務を元請として実施した実績
- ②土木施設の維持管理業務を元請として完了した実績

上記のいずれの場合も、共同企業体による実績の場合は、代表構成員のほか、構成員としての実績も認める。

5 共同企業体代表者の選定

- (1) 応募する共同企業体は、構成員の中から代表構成員を選定するものとする。
- (2) 代表構成員の出資比率は構成員のうち最大とする。
- (3) 構成員の最小比率は、3者による共同企業体では20%以上、4者による共同企業体では15%以上とする。

6 手続き等

(1) 募集要項等の掲載

本委託は、埼玉県入札情報公開システムにより資料等の掲載を行う。

アドレス

<https://ebidjk2.ebid2.pref.saitama.lg.jp/koukai/do/KF000ShowAction>

掲載期間 令和5年6月19日(月)から

令和5年7月25日(火)まで

(2) 現場見学会

ア 実施期間 令和5年6月29日(木)～令和5年6月30日(金)

午前10時～午後4時（正午から午後1時までを除く。）

イ 実施場所 比企郡吉見町大字大和田198 埼玉県吉見浄水場会議室

参加申し込みについては、募集要項を参照すること。

(3) 参加表明書及び資格確認書類の受付期間、提出方法及び提出場所

応募者は、参加表明書及び資格確認書類を2部（正本1部、副本1部、副本は正本を複写したものも可とする。）提出し、参加資格の確認を受けなければならない。

詳細については、募集要項を参照すること。

ア 受付期間 令和5年7月18日(火)午前9時から
令和5年7月25日(火)午後3時まで（必着）

イ 提出方法 書留郵便とする。

ウ 提出場所 〒330-0063 さいたま市浦和区高砂3丁目14番21号
埼玉県企業局水道管理課施設管理担当

エ 資格確認結果及び提案要請書の送付

資格確認の結果は、令和5年8月4日(金)までに電子メールで通知する。

資格要件を満たしている場合は、あわせて提案要請書を送付する。

資格要件がない旨の通知には、その理由を示す。

(4) 現場確認及び資料閲覧

ア 実施期間 令和5年8月21日(月)～令和5年8月22日(火)
午前10時～午後4時（正午から午後1時までを除く。）

イ 実施場所 比企郡吉見町大字大和田198 埼玉県吉見浄水場会議室
詳細については、募集要項を参照すること。

(5) 提案書の受付期間、提出方法及び提出場所

ア 受付期間 令和5年9月4日(月)午前9時から
令和5年9月6日(水)午後4時まで（必着）

イ 提出方法 書留郵便とする。

ウ 提出場所 〒330-0063 さいたま市浦和区高砂3丁目14番21号
埼玉県企業局水道管理課施設管理担当

詳細については、募集要項を参照すること。

7 優先交渉権者の選定方法

吉見浄水場運転管理等業務委託業者審査委員会で、選定評価基準に基づき提案書を審査し、最も優れている提案を行った民間事業者を優先交渉権者として選定する。

なお、審査の過程において、応募者に対し、ヒアリング（文書による質疑応答を含む）を実施する。（ヒアリング時における提出資料は、提案書に含めるものとする。）

対面によるヒアリングの実施日時（令和5年10月中旬予定）、場所等については、電子メールにて通知する。

企業局は、優先交渉権者との間で委託契約の内容に関する協議を行い、成立した場合には見積事業者として決定する。

企業局は、見積事業者から見積書を徴取し、予定価格の範囲内で委託料の額を決定

し、契約を締結する。

詳細については、募集要項等を参照すること。

8 その他

(1) 契約保証金

委託料の額の100分の1以上

ただし、代表構成員が埼玉県公営企業財務規程第110条第2項の規定に該当する場合は免除する。

(2) 失格

次のいずれかに該当する場合は、失格とする。

ア 提出期限内に、提案書が提出されなかった場合（郵送の場合消印有効）

イ 提案書に虚偽の記載があった場合

ウ 募集要項等に違反すると認められた場合

エ 審査の公平性に影響を与える行為があった場合

(3) 契約書作成の要否

要

(4) 委託料の減額等

技術提案等が達成されないことが判明した場合は、下記により違反期間に相当する委託料を減額することがある。なお、決定に際しては事業者の意見を聴取する。

ただし、自然災害等の不可抗力による場合を除く。

(委託料減額の算出式)

技術提案未達成期間の委託料 × 技術提案等に相当する配点／満点

(5) その他

詳細については、募集要項、業務委託要求水準書、選定評価基準等による。

9 この公告に関する問い合わせ先

〒330-0063 さいたま市浦和区高砂3丁目14番21号

埼玉県企業局水道管理課 施設管理担当 齊藤・山本・鈴木

電話 048-830-7077

E-mail a7070-02@pref.saitama.lg.jp